

2021年6月26日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年6月26日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔会議研究会および会議

【出席者】

小林、林、清水、玉江、巫（5名）

2. 発表、議論など

① 岡口基一裁判官の弾劾裁判の開始に関する話題

巫：最近、岡口基一裁判官が弾劾裁判にかけられるということをニュースで知った。私は、大高不退去罪事件の一審裁判官を訴追請求した経験があり、そのときは不訴追だったが、弾劾裁判がどのように行われるのか、制度的に興味があるので、この事件について、いろいろ情報を集めたいと考えている。

林：私は以前、弾劾裁判について研究・調査し、弾劾裁判所に見学に行ったこともある。そのときの弾劾裁判所の職員は、非常にフレンドリーだった。

小林：前に巫らが提起した訴追請求は、今回の弾劾裁判とは異質である。その点を考えるべきである。

巫：前回の不訴追決定に関しては、訴追委員会は不訴追を決定した会議の議事録を公開しないと弾劾法で定めていて、訴追委員会の判断の理由はわからない。この点について、情報公開請求の角度から公開を求める可能性については、考えてみたい。岡口の弾劾裁判については、週明けに関係機関に問い合わせ、調査を行い、何か重要なことがわかったら、次回以降の研究会で報告したい。

【6月28日時点での調査結果】

1) 巫が弾劾裁判所に電話して聞いたこと

- ・岡口弾劾裁判の日程はまだ決まっていない
- ・ホームページで日程を公表した前例はあるが、今回はそれも未定
- ・弾劾裁判は公開の法廷で行われ、法廷は参議院第二別館の弾劾裁判所で行われる予定¹

¹ 連絡先 裁判官弾劾裁判所事務局

郵便番号 100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-16 参議院第二別館内（南棟 9F）

電話：03-3581-3111（参議院代表）内線 75888

- ・ 係属中の裁判資料の閲覧はできない。

2) その他の調査事項

- ・ 裁判官弾劾裁判は、訴追委員会が弾劾裁判所に訴追状を提出して、開始される。

訴追委員会は、訴追請求があった場合か、独自に訴追理由があると思うときに調査して、結果に従って、訴追状を提出するか不訴追にするかを決定する。(弾劾法 11 条～14 条)

- ・ 訴追請求を誰が行えるかについては、法 15 条 1 項で、「何人も裁判官について弾劾による罷免の自由があると思料するときは、訴追委員会に対し、」訴追請求することができると規定されている。
- ・ 弾劾法が制定された 1947 年の法律では請求人の規定がこれだけであったが、施行後数か月で、超憲法的な存在である GHQ の勧告に従い、15 条に、
 - a. 高裁判事が管轄下の裁判官について、弾劾事由があると考えられる場合には、最高裁に報告すること、
 - b. 最高裁は弾劾事由があると考えられる場合に訴追請求することの項が追加され、1948 年 7 月 4 日に参議院を通過し、即日公布施行された。
- ・ これにより、人事権を有する最高裁が裁判官を訴追請求できるといいうびつな状態になった。
- ・ 今回の岡口裁判官訴追請求者は、確認はしていないが、状況から見て最高裁と思われる。

② 田中耕太郎『法の支配と裁判』読書ノート（巫）第三回

【発表した対象論文】

- ・ 裁判と報道の自由
- ・ 憲法と現下司法の諸問題
- ・ 裁判批判の批判
- ・ 「法の支配」と自然法

(発表済 10 本、未発表 9 本)

③ 会則の改正案の検討

巫が事前に公表している会則の改正案について、小林氏が修正を加え、検討した。修正事項の骨子は、

- 1) 裁判正常化の内容の定義
- 2) 裁判正常化を実施する方法は裁判批判によること
- 3) 裁判批判の定義

である。これらの改正事項については、ほぼ同意が得られた。

次に、会則の改正を決議するためには、会員総会を開く必要があることが確認された。会員総会を開くためには、会員名簿を作成する必要があるが、現在は会員名簿を作成していないので、この問題について議論した。

- ・会員名簿の記載事項

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他など記載事項を決定する必要がある。

その一部の記載を望まない会員についてはどうするか。

- ・会員名簿の公開の程度

一般公開するか。

閲覧要求にどう対応するかなど。

- ・会員名簿の管理とセキュリティー

名簿は個人情報なので、機密扱いにすべきだが、インターネットに接続しているパソコン上に名簿を置くと、完全なセキュリティーは確保できないと考えるべきである。

結論として、現在会員とみなせる人に会員名簿への記載を協力してもらい、会員名簿を作成することで同意した。

3. 予定

- ① 山村さんの裁判

2021年7月9日13時から、横浜地裁

- ② 次回の研究会

2021年7月3日14時からZoom会議。Zoomホストは林一郎氏。

4. 映像の保存と公開について

映像は保存する。閲覧の要求についてどう対処するかは、今後検討する。

以上

2021年6月28日

巫召鴻